

意見書

令和2年 月 日

(宛先) 川崎市長

住所 〒

フリガナ

氏名 (法人の場合は名称及び代表者の氏名)

川崎市環境影響評価に関する条例 (平成11年川崎市条例第48号) 第21条第1項の規定による意見書を次のとおり提出します。

(注意事項)

- 1 環境の保全の見地からではない意見や、記載事項に不備がある意見書は、意見書として取扱うことができませんので御注意ください。
- 2 意見の記入及び提出に当たっては必ず別紙「意見書を提出する方へ」を御確認ください。

提出意見に関連する条例準備書の該当

コミュニティ施設整備

ページ数又は環境影響評価項目等

(条例準備書についての環境の保全の見地からの意見)

<意見>

学校だけでなく、保育園、高齢者施設、鉄道等の社会資本整備をしてください。

<理由>

駅前の大規模開発で人口は確実に増えます。

環境アセスでは、人口増に見合う社会資本整備が求められています。

義務教育学校の不足予測では、鷺沼小学校が1教室、土橋小学校2教室、宮前平中学校4教室が不足し対応が必要としている。この数値にはコロナ禍の影響が考えられていない。

今後の義務教育には、コロナ禍で三密回避の対応が求められる。全国知事会等から学級の定数を減らす要望が国に提出され、国も検討を約束している。

しかし、鷺沼開発の予測は、現行の1学級40人定数のままの予測となっており、今後の見直しが必要だ。

また、小杉では学校の過密ばかりか、保育園の不足、鉄道混雑が深刻だった。

小杉の失敗を二度と繰り返さないように、環境アセス評価項目に保育園・高齢者施設・鉄道混雑等も含めた評価を実施し、事業者と市の共同責任で社会資本整備を行ってください。

以上

意見記入欄